

委提第3号

北本市議会会議規則の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり提出する。

平成29年9月22日 提出

提出者 議会運営委員長 滝瀬 光一

北本市議会議長 黒澤 健一様

北本市議会会議規則の一部を改正する規則

北本市議会会議規則（昭和48年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表議会広報委員会の項を次のように改める。

議会広報広聴委員会	議会だよりの発行及びホームページの掲載並びに議会報告会の開催及び広聴活動に関し協議又は調整を行うこと。	議会広報広聴委員会委員	議会広報広聴委員会委員長
-----------	---	-------------	--------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。